

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（三河島駅前自転車駐車場昇降駆動部ほか修繕）	No.5100150
工（納）期	令和5年3月24日	
契約締結日	令和4年12月8日	
契約金額	4,761,644円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社技研製作所 (法人番号 : 2050002043783)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	修繕契約（三河島駅前自転車駐車場昇降駆動部ほか修繕）
選定業者 （案）	名称：株式会社技研製作所 所在地：高知県高知市布師田3948番地1 代表者：代表取締役社長 森部 慎之助
特命理由	<p>本件は、三河島駅前自転車駐車場について、正常な稼動状態を維持するため、耐用年数を過ぎた部品を取り換える予防修繕を実施するものである。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記業者は当該設備の製造・設置業者であり、これまで軽微な修繕や保守点検を実施しているため、現場状況を熟知しており、確実な履行が期待できる。</p> <p>他社による修繕が行われた場合、当該設備に事故等が発生した際の責任所在が不明確になる恐れがある。</p> <p>以上のことから、上記業者を契約相手方とした特命随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）